

1. 支え合いの「しくみ」づくり

(1) 地域福祉体制の充実

① 相談支援体制の充実

地域住民やさまざまな組織が役割と責任を持ち、支え合いながら活動できる「地域共生社会」の実現をめざし、包括的な相談支援体制を充実させます。

② 地域福祉ネットワークの充実

地域住民のつながりを強め、お互いを支え合う地域福祉のネットワークがより強固なものとなるよう支援します。民生委員をはじめとするさまざまな活動団体と関係機関がより相互に連携することで、要支援者が、ネットワークから外れないようなしくみの充実を図ります。

③ 緊急連絡体制・支援体制の充実

災害時などの緊急時には、平時から顔の見える関係づくりや助け合い・支え合いの取り組みが重要です。平時から避難行動要支援者名簿や高齢者世帯台帳への登録を促進することで、緊急時の地域における緊急連絡体制や支援体制の充実を図ります。

④ 地域福祉活動団体への支援

地域福祉の中心的存在となっている地域づくり協議会や地区社会福祉協議会による地域の特性を生かした住民主体の活動支援の充実を図ります。

また、実際の活動において中心的役割を果たす民生委員が円滑に活動できるよう積極的に支援します。

(2) 安心して暮らせるしくみづくり

① 社会参加の促進

高齢者がこれまでに培った豊かな経験・知識・技能を生かし、健康で生きがいを感じながら、地域福祉活動や各種ボランティア活動などに積極的に参加できる環境づくりに努めます。

また、障害者の社会参加の機会の創出、移動支援や手話通訳者の派遣など各種支援の充実に努めます。また、障害に関する理解を推進し、障害者の社会参加を促進します。

② 介護支援体制の充実

支援が必要な高齢者の早期把握に努め、自立支援や介護予防の推進を図り、生活機能の低下を防止します。また、在宅介護サービスの充実や円滑な運営により、地域包括支援センター ※1 の機能強化に努めます。

③ 生活支援体制の充実

在宅福祉サービスの充実や、きめ細やかな相談支援体制の推進を図り、高齢者や障害者の自立した生活を支援します。また、地域における住民主体の見守り体制や生活支援体制の充実を図ります。

④ 生活困窮者支援の充実

地域の中でネットワークを持たない孤立した失業者、高齢者、障害者、ひとり親世帯など、多様な生活課題により増加している生活困窮者に対し、日常生活、社会生活の自立に向けた支援プログラムの策定など、生活困窮者に対する総合的な自立支援体制を確立します。

⑤ 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

さまざまな精神上的の障害が理由で、判断能力が不十分なため意思決定が困難な人の権利や利益を守るため、成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。

また、支援が必要な人の早期発見に努め、保健・医療・福祉・司法が一体的に連携し、利用者がメリットを実感できるよう制度の充実を図ります。

⑥ 再犯防止に向けた取り組みの推進（再犯防止推進計画）

犯罪をした人が、地域で孤立せず安定して暮らせるよう社会を明るくする運動などをおして、地域における再犯防止に関する理解を推進します。また、再犯を防止するうえで、重要となる就業や住居が確保できるよう関係機関と連携を図り、七尾鹿島保護区保護司会 ※2 の活動を支援します。

（3）安心して生み育てられるしくみづくり

① 地域における子育て支援体制の構築

子育て中の家庭が孤立しないよう、認定こども園 ※3 ・保育園を軸とした子育て支援のネットワークを充実させ、地域における子育て支援体制の構築を図ります。

② 子どもの安全な居場所づくり

子どもの心身の健やかな成長のため、地域における子どもの安心・安全な居場所の確保を図ります。また、子どもを犯罪などの被害から守り、安全を確保するために、関係機関や団体、

※1 地域包括支援センター・・・高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上のために必要な援助・支援を包括的に行う機関

※2 七尾鹿島保護区保護司会・・・七尾市・中能登町の保護司で構成され、犯罪をした人の改善や更生を助ける活動を中心にさまざまな地域と連携した活動を行っている団体

※3 認定こども園・・・幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設

地域が一体となって協力し、安全体制、防犯体制の強化を図り、安心できる子育て支援のネットワークづくりを図ります。

③ 要保護児童へのきめ細やかな対応

家庭児童相談室を中心とした総合的な支援体制の強化、対応機能の強化に努め、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。また、民生委員などによる地域での見守り、声かけなどの連携や強化と体制づくりを推進し、地域における支援体制の構築を図ります。

(4) 人にやさしい環境づくり

① ユニバーサルデザインの推進

全ての人々が快適に利用できるユニバーサルデザイン※を推進し、公共施設などの整備に努めます。

また、地域において、障害者や高齢者などが安全・快適に移動できるように、道路の段差解消や公共交通機関のバリアフリー化を図ります。

② 生活環境の充実

高齢者や障害者が日常生活の安全、快適、利便性を高めるとともに、住宅のバリアフリー化の支援やニーズに応じた住まい方の支援など、安心して生活できる環境づくりに努めます。

③ 交通手段の確保

子どもや、車の運転ができない高齢者や障害者などが、地域活動を行うためには、交通手段が欠かせないことから、地域で生活していくためにニーズに応じた交通手段の確保に努めます。

(5) 適切な福祉サービスの利用促進

① 福祉サービスの利用に関する情報提供

市広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどの媒体と各種団体の会議や地域での小さな集まりなどの機会を活用し、福祉サービスの情報提供を充実させます。

また、支援を必要とする人に直接関わる民生委員や関係機関にも福祉情報を積極的に提供します。

② サービス利用に結びついていない要支援者への対応

サービスの周知不足や家庭内のさまざまな問題などを理由に、サービスの利用に結びついていない人を早期に発見できるよう民生委員などによる見守り体制の充実を図り、必要なサービ

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や障害の有無に関わらず全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された仕様や設計

スを提供できるよう専門職員を派遣します。

③ 福祉サービスの質の確保

多数のサービス事業者の参入によりサービスの量が確保される一方で、利用者の利益を守るため、苦情や不安、不満を解消できるような相談窓口を充実させます。

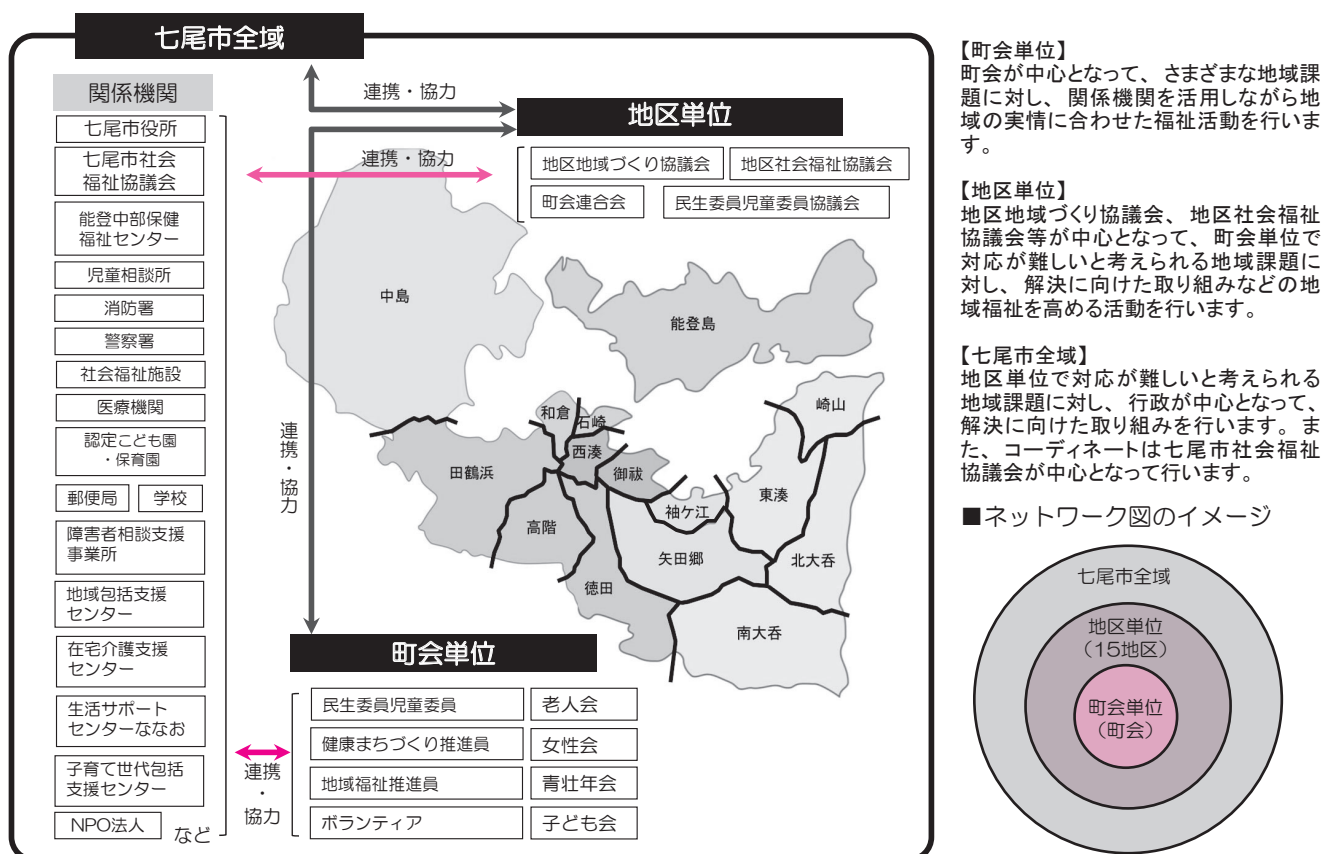
また、サービス別の事業者が集まる連絡会などで、専門性を高めるような研修を行い、併せて事業者への助言・指導を行います。

(6) 健康づくりの支援

① 地域における健康づくり活動の支援

全ての人がいままで健康で住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、関係機関と連携し、健康まちづくり推進員を中心とした地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。

(図) 七尾市地域福祉ネットワーク全体図



※本計画における地域福祉ネットワークとは、地域において住民同士が助け合い、支え合える体制やしきみを目指しています。町会や地区単位で結成されている地域福祉ネットワーク（自主防災組織）の団体名を指すものではありません。

2. 支え合いの「こころ」づくり

(1) 地域福祉を支える人づくり

① 活動の中心となる人材の育成

地域の福祉に関する課題を住民が主体的に解決できるよう、さまざまな研修会を充実させ、民生委員をはじめとした地域福祉のリーダーの育成、資質の向上に努めます。

② 活動の担い手となる人材の育成

支援が必要な人と適切に関わるには、一定の知識が必要となるため、さまざまな養成講座を充実させ、サポーターなどの地域の担い手を育成します。

(2) 支え合う意識づくり

① 広報・啓発活動の充実

全ての人々が家庭や地域の中で安心した生活を送れるよう市広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどの媒体と各種団体の会議や地域での小さな集まりなどの機会を活用し、支え合う意識と行動の重要性について広報と啓発を充実させます。

② 福祉教育の充実

小・中学校や高校における福祉教育を推進するため、関係機関や地域活動と連携し、児童や生徒の福祉の心の教育に努めます。

また、市政講座の内容を充実させるなど、より福祉への関心を高めます。

③ 体験学習の充実

実際の経験や体験による学習の機会は非常に大切であることから、認定こども園・保育園、小・中学校、高校などが現在行っている地域とふれあう機会の充実を図ります。

④ こころのバリアフリーの推進

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指すため、お互いが理解する機会を増やし、理解を深めていけるよう努めます。

3. 支え合いの「活動の場」づくり

(1) 地域における活動の場づくり

① 通いの場の充実

地域では、気軽に集い、交流する場が求められています。社会参加や介護予防、健康づくりの観点からも介護予防グループデイなどの住民主体の通いの場が充実するよう支援します。

② 活躍できる場の充実

これまでに培った貴重な経験・知識・技能を地域において発揮できる場の充実を図ります。また、地域福祉の担い手として育成された人が地域で活躍できる場の創出を積極的に支援します。

(2) 就労・雇用の促進

① 高齢者の就労支援の充実

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、健康づくりや生きがいづくりの観点からも、専門的知識や技術の習得などによる就労、雇用の拡大を図ります。

また、公共職業安定所などと連携し、雇用情報の提供に努めます。

② 障害者の就労支援の充実

障害者の能力や特性に応じた就労支援、公共職業安定所などの関係機関との連携強化や事業者に対する障害特性の理解啓発など、障害者の自立に向けた就労支援の充実に努めます。

③ 生活困窮者の就労支援の充実

経済的に困窮している人の自立を促進するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援や公共職業安定所などとの連携による自立支援体制を構築し、就労機会の充実に努めます。

(3) 地域交流の促進

① 世代間交流の促進

認定こども園・保育園、小・中学校の児童・生徒と、地域の高齢者との交流に積極的に取り組んでいる地域もありますが、異なる世代同士の交流をさらに促進し、お互いの理解を深める機会の確保に努めます。

② 福祉関係施設と地域住民との交流促進

福祉施設においては、地域との交流イベントなどを積極的に企画・運営していますが、より

地域住民と交流できる機会の創出を図ります。

③ 当事者同士の交流促進

介護している人、支援が必要な人、子育て中の親など同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場づくりを促進し、積極的な活動を支援します。